

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方税法の改正に鑑み、規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第73条第2項
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第4項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例関係
規定を整備することとした。（附則第4項関係）
- (2) 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例関係
規定を整備することとした。（附則第3項関係）
- (3) 茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例関係
規定を整備することとした。（附則第4項関係）
- (4) この条例は、令和3年1月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)	
附 則	附 則
1	1
↳ 略	↳ 略
3	3
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
(茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部改正)	
附 則	附 則
1 略	1 略
2 略	2 略
(延滞金の割合の特例)	(延滞金の割合の特例)
3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加	3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加

算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(茅ヶ崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

附 則

1

↳ 略

3

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

1

↳ 略

3

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に _____ 年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例参照
条文

○地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

○地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後のもの）

附 則

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の三十三第二項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第一百四十四条の四十五第二項、第一百四十四条の四十六第一項、第一百六十九条第二項、第一百七十条第一項、第一百七十七条の十八第一項及び第二項、第一百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第一項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、

第六百七条第二項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三条の二十第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

- 2 当分の間、第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。
- 3 当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第十五条の九第一項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分之一」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が猶予特例基準割合（附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額」と、同条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、）」とあるのは「期間（）」と、「の二分之一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の二分之一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、同条第十一項中「の二分之一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。
- 4 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、第十七条の四第一項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「附則第三条の二第四項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。
- 5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。
- 6 第一項から第四項までのいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に一元未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

○道路法

（負担金等の強制徴収）

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）

)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。

○租税特別措置法（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第15条の規定による改正後のもの）

（利子税の割合の特例）

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特例基準割合とする。

一 所得税法第百三十一条第三項、第百三十六条第一項各号、第百三十七条の二第十二項及び第百三十七条の三第十四項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第八項及び第十項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する場合、同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合並びに同法第百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項

三 相続税法第五十一条の二第一項第二号、第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

四 消費税法第四十五条の二第五項

五 第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

2 前項に規定する利子税特例基準割合とは、平均貸付割合（各年の前々年の九月から前年の八月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合として各年の前年の十一月三十日までに財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。

3 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。

一 相続税法第五十二条第一項第一号

二 第七十条の六第三十八項第三号

三 第七十条の七の二第十四項第十号前段（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

四 第七十条の八の二第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）

五 第七十条の九第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

六 第七十条の十第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）

七 第七十条の十一

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 分納期間 相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。
- 二 延納特例基準割合 各分納期間の開始の日の属する年の利子税特例基準割合（第二項に規定する利子税特例基準割合をいう。次項において同じ。）をいう。
- 5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第二十六項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（第七十条の七の四第十五項において準用する場合を含む。）、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項（第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。）並びに第七十条の七の九第十二項（第七十条の七の十二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうちに占める割合を乗じて計算した割合とする。
- 6 第三項の規定の適用がある場合における相続税法第五十三条第三項第二号ロに掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号ロの規定にかかわらず、同法第五十二条の規定及び第三項の規定に準じて計算した金額とする。

○都市計画法

（受益者負担金）

- 第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。
- 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。
 - 3 前二項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
 - 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。
 - 5 第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 - 6 延滞金は、負担金に先だつものとする。
 - 7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

○茅ヶ崎市市税条例（茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年茅ヶ崎市条例第 号）による改正後のもの）

附 則

（延滞金の割合の特例）

- 第1条の2 当分の間、第13条、第74条第5項及び第76条の3第2項に規定する延滞金の年14・6パーセントの割合及び年7・3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7・3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14・6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7・3パーセントの割合を加算した割合とし、年7・3パ

一セントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする

。

○茅ヶ崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年茅ヶ崎市条例第 号）

附 則

（延滞金に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(延滞金及び還付加算金に関する経過措置)
第三条 新法附則第三条の二第一項から第五項までの規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十三条第一項(第十一号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第三十四条、第三十七条(第一号に係る部分に限る。)、及び第四十五条の二第一項並びに附則第四条第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第四条の二第七項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三条の二第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十三條の三第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十四條第三項(第一号に係る部分に限る。)、附則第三十五條の二第四項(第一号に係る部分に限る。)、及び附則第三十五條の四第二項(第一号に係る部分に限る。)、の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五条の二第二項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧地方税法」という。))第二十二條第一項第十一号に規定する寡婦旧地方税法第三十四條第三項の規定に該当するものに限る。又は旧地方税法第二十三條第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四條第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。」と「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第四十五条の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。
5 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二十三條の七の規定の適用を受けるものを除く。))について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
7 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。))附則第八十四条の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下この条及び附則第十二條において「旧租税特別措置法」という。))第四十二條の二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における第一條の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第二十三條第一項第四号(旧租税特別措置法第四十二條の二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十五項(旧法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。の規定の適用については、なお従前の例による。)

8 所得税法等改正法附則第九十八條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八條の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同条第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三條第一項第四号の三(旧租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十六項(旧法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。の規定の適用については、なお従前の例による。)

9 新法第二十三条第一項第四号(所得税法等改正法第十五條の規定による改正後の租税特別措置法(次項及び附則第十二條において「新租税特別措置法」という。))第四十二條の二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十五項(新法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。)

10 新法第二十三条第一項第四号の三(新租税特別措置法第六十八條の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。))及び附則第八條第十六項(新法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。)

11 新法附則第八條の二の二第一項及び第三項の規定(同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。))は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
第五條 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(以下「四年新法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「五年施行日」という。))以後に開始する事業年度(所得税法等改正法第三条の規定(所得税法等改正法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。附則第七條第五項において同じ。))による改正前の法人税法(以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。))第二十二條第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が五年施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五年施行日以後事業年度」という。分の法人の道府県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、五年施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五年施行日前に開始した事業年度を含む。))分の法人の道府県民税及び五年施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)) (連結子法人の連結親法人事業年度が五年施行日前に開始した連結事業年度を含む。))分の法人の道府県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「四年旧法」という。))の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。
4 四年新法第五十三條第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三條第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
5 四年新法第五十三條第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三條第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
6 四年新法第五十三條第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三條第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三條第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年以内	前九年以内
	前十年内事業年度	前九年内事業年度

附則第四条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五條及び第六條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年年度分」を「令和元年年度分」に改め、同条第二項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年年度分」を「令和元年年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年年度分、平成三十年年度分及び令和元年年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む）」とする。

附則第十四条第三項中「平成三十二年度分」を「令和二年年度分」に改める。

附則

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七条第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九條及び第十五條の規定 令和二年十月一日
二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第一号及び第二十二號、第二十四條の五第一項第二號、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第四十一條第二項、第四十五條の二第二項、第五十條、第七十一條から第七十一條の四まで、第七十一條の二十二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十一並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三條の三十八の次に一條を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第九十七條から第九十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第七十七條の二十二の次に一條を加える改正規定、同法第二百三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第一号及び第二十二號、第二百九十五條第一項第二號、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第一項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百二十條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百零六條の六十八の次に一條を加える改正規定、同法第七百零七條の二十一から第七百零七條の二十九まで、第七百零七條の七十一から第七百零七條の七十三まで及び第七百零七條の八十八の改正規定、同法第七百零七條の七十三の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同条第七項）を「同条第六項」に改める部分に限る。並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第二

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第七十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日

三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日
四 第二条中地方税法第七十四條の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二號、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四條第一項第一号及び第三十四條の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（第九十九條の六第二項第一号）を「第九十九條の十五第二項第一号」に、「第九十九條の八」を「第九十九條の十七」に、「第九十九條の六第一項」を「第九十九條の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（第九十九條の二第三項）を「第九十九條の四第三項」に、「第九十九條の二第一項」を「第九十九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。及び同条に五項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第四十二條の十二の六）を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同条第四十九項に係る部分に限る。）並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百零一條の三十四條第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）、第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）、の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

第六百九十七条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十八の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による特種税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十一から第七百一条の二十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十八から第七百一条の七十九までを次のように改める。

(国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十九から第七百一条の七十二まで 削除

第七百二条第二項中「第三百四十九条の第三十項から第三十二項まで、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項、第四十項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四十七項、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五十七項、第五十八項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六十七項、第六十八項、第六十九項、第七十項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七十七項、第七十八項、第七十九項、第八十項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八十七項、第八十八項、第八十九項、第九十項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九十七項、第九十八項、第九十九項、第一百項、第一百零一項、第一百零二項、第一百零三項、第一百零四項、第一百零五項、第一百零六項、第一百零七項、第一百零八項、第一百零九項、第一百一十項、第一百一十一項、第一百一十二項、第一百一十三項、第一百一十四項、第一百一十五項、第一百一十六項、第一百一十七項、第一百一十八項、第一百一十九項、第一百二十項、第一百二十一項、第一百二十二項、第一百二十三項、第一百二十四項、第一百二十五項、第一百二十六項、第一百二十七項、第一百二十八項、第一百二十九項、第一百三十項、第三十二項又は第三十三項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七百二条の八第八項中「及び第三百七十五条」を「から第三百七十六条まで」に改める。

第四章第七節中第七百三十条の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十条の二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十三条の二十六の次に次の一条を加える。

(国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第七項」を「第七十二条の二十四の七第八項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七百四十五条第一項中「第三百七十五条」を「第三百七十六条」に改める。

附則第三条の二第二項中「特例基準割合(当該年の前年に)を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(一)に規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。次項から第四項までにおいて同じ。」に、「この条において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に改め、「(以

下この条において「特例基準割合適用年」という。)を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合」とに改め、同条第三項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)がある場合には、当該軽減対象期間をを含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(附則第三条の二第二項に規定する特例基準割合)を「猶予特例基準割合(附則第三条の二第三項に規定する猶予特例基準割合)に改め、同条第四項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう)が」に、「附則第三条の二第二項」を「附則第三条の二第四項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、前各項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第四条第一項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の二第二項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第七項第一号及び第十三項第一号中「第十一号口、第十二号」を「第十一号イ(2)、第十二号ロ」に、「第三項及び第十項」を「及び第九項」に改める。

附則第四条の四第一項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「第四十一条の十七の二第二項」を「第四十一条の十七第一項」に、「平成三十四年度」を「令和三年」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十三年」を「令和三年」に、「第四十一条の十七の二第二項」を「第四十一条の十七第一項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成四十五年度」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第三項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成四十五年」を「令和十五年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第七項中「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

附則第六条第一項及び第四項中「平成三十三年」を「令和六年」に改める。

附則第七条の三中「平成五十年」を「令和二十年」に改める。

附則第七条の六中「平成三十二年」を「令和二年」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第二項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第四十二条の十二第四項第一号」を「第四十二条の十二第五項第一号」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の二第四項第一号」を「第六十八条の十五の二第五項第一号」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「第四十二条の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同条第十六項中「第六十八条の十五の七第二項」を「第六十八条の十五の六の二第二項」に、「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十四条の三十」に、「第七十七条の二十三」を「第七十七条の二十四」に、「第四百六十三条の二十九」を「第四百六十三条の三十」に、「第七百三十条」を「第七百三十条の二」に改める。

第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴って行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十四条の二十三第五項、第九十条第五項、第九十四条の四十七第五項、第七十一条第四第五項、第二百七十八条第五項、第三百二十八条の十一第五項、第四百六十七第五項、第四百八十三条第五項、第五百三十六条第五項、第六百九条第五項、第六百八十八条第五項、第七百一十條の十二第五項、第七百一十條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。)についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することが出来る。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の規定があつた日

第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署」に改める。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六条の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号口中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。
イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
(1) 扶養親族を有すること。
(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。
ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。
第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。
第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。
第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。
八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中第四項を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫) 控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く。)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族に」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。
第四十一条第二項中、「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。
第四十五条の二第二項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。
第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

本市の財政状況に鑑み、茅ヶ崎第1駐車場を廃止し、同駐車場の用地を民間の事業者
に貸し付けるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎第1駐車場に関する規定を削ることとした。（第7条、第10条、別表第1から別表第3まで関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第11条、旧第13条、第13条から第15条まで、旧第16条、第16条、第17条、別表第4関係）
- (3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(休場日等) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場を休場することができる。 (駐車することができる車両)</p> <p>第10条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。)及び同条に規定する普通自動車とする。</p> <p>(利用料金) 第11条 略</p> <p>2 利用料金は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。 (1) 茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場 車両1台につき30分までごとに100円(24時間までごとに1,010円を限度とする。) (2) 東海岸南自動車駐車場 別表第3に定める額</p> <p>3 略</p>	<p>(休場日等) 第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に茅ヶ崎第1駐車場、茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場を休場することができる。 (駐車することができる車両)</p> <p>第10条 駐車場に駐車することができる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 茅ヶ崎第1駐車場 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車(それぞれ道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。)並びに原動機付自転車(同法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場、茅ヶ崎第4駐車場及び東海岸南自動車駐車場 準中型自動車(車両総重量が5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。)及び普通自動車(以下「普通自動車等」という。)</p> <p>(利用料金) 第11条 略</p> <p>2 利用料金は、別表第3(第13条第1項の規定により定期駐車券を発行する場合における定期駐車券による車両の駐車に係るものについては、別表第4)に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定める。</p> <p>3 略 (定期駐車券)</p>

第13条 指定管理者は、必要があると認めるときは、茅ヶ崎第1駐車場における駐車について定期駐車券を発行することができる。

2 前項の場合において、定期駐車券によらない駐車に支障のない範囲で発行しなければならぬ。

3 指定管理者は、定期駐車券の発行に当たっては、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することができる。

(利用料金の減免)

第14条 略

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の理由があるとき、利用料金(回数駐車券又は定期駐車券)によるものに限る。)の全部又は一部を還付することができる。

(定期駐車券の譲渡等の禁止)

第16条 定期駐車券は、他に譲渡し、又は貸与してはならない。

(損害賠償)

第17条 略

(入場の制限等)

第18条 略

(委任)

第19条 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
茅ヶ崎第2駐車場	略
略	略

別表第2 (第8条、第9条関係)

名称等	供用時間	入出場時間

名称	位置
茅ヶ崎第1駐車場	茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目2番20号
茅ヶ崎第2駐車場	略
略	略

別表第2 (第8条、第9条関係)

名称等	供用時間	入出場時間

茅ヶ崎第2駐車場	午前0時から 午後12時まで で	午前8時から 午後11時まで で
茅ヶ崎第3駐車場		
茅ヶ崎第4駐車場		
略		

備考 略

別表第3 (第11条関係)

駐車時期等の区分		単位	金額
夏期以外の期間		1台1回	520円
夏期の平日	午後2時前入場の場合		1,040円
	午後2時以後入場の場合		520円
夏期の休日	午後2時前入場の場合		1,570円
	午後2時以後入場の場合		730円

備考 1 「夏期」とは、別表第2備考に規定する夏期をいう。

茅ヶ崎第1駐車場	普通自動車等	午前0時から 午後12時まで で	午前0時から 午後12時まで で
	普通自動車等以外の車両		午前6時から 午後12時まで で
茅ヶ崎第2駐車場			午前8時から 午後11時まで で
茅ヶ崎第3駐車場			
茅ヶ崎第4駐車場			
略			

備考 略

別表第3 (第11条関係)

1 茅ヶ崎第1駐車場

車両の種類	駐車時間の区分	単位	金額
普通自動車等		1台	30分までごとに100円。 ただし、24時間までごとに1,010円を上限とする。
大型自動車	午前6時から午後12時まで		30分までごとに510円
	午前0時から午前6時まで		1回につき1,830円

2 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を行い、「平日」とは、休日以外の日をいう。

中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満の未及び最大積載量が3,000キログラム未満のものを除く。） 自動二輪車等	午前6時から午後12時まで	30分までごとに300円
	午前0時から午前6時まで	1回につき1,100円
自動二輪車等	午前6時から午後12時まで	1回につき200円
	午前0時から午前6時まで	1回につき100円

備考 1 「自動二輪車等」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車並びに原動機付自転車をいう。

2 「1回」とは、一日における車両の継続した駐車1回をいう。

3 自動二輪車等を午前0時から午前6時まで駐車させる場合であつて、午後11時30分から午後12時までの間に車両を入場させ、又は午前6時から午前6時30分までの間に車両を出場させるときは、当該午後11時30分から午後12時まで又は午前6時から午前6時30分までの駐車に係る利用料金は、算定しない。

2 茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場
 車両1台につき30分までごとに100円とする。ただし、車両1台につき24時間までごとに1,010円を上限とする。

3 東海岸南自動車駐車場

駐車時期等の区分		単位	金額
夏期以外の期間		1台1回	520円
夏期の平日	午後2時前入場の場合		1,040円
	午後2時以後入場の場合		520円
夏期の休日	午後2時前入場の場合		1,570円
	午後2時以後入場の場合		730円

備考 1 「夏期」とは、別表第2備考に規定する夏期をいう。

2 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の日をいう。

別表第4（第11条関係）

車両の種類	単位	金額
普通自動車等	1台1月	9,420円
	1台3月	25,450円
自動二輪車等	1台1月	2,610円
	1台3月	7,070円

備考 「自動二輪車等」とは、別表第3の1の表備考1に規定する自動二輪車等をいう。

茅ヶ崎市駐車場条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

1 提案の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に鑑み、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため提案する。

2 根拠法規

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項及び第2項

3 条例の概要

- (1) 保育士の資格を有する者等であって、中核市の長が行う研修を修了したものは、放課後児童支援員とすることができることとした。（第11条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>↳ 略</p> <p>(10)</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市 _____ の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)</p> <p>↳ 略</p> <p>(10)</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例参照条文

○児童福祉法

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- ② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）による改正後のもの）

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又

は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

○厚生労働省令第二十一号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後
 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年三月四日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の
 一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職員)	第十條 (略)	(職員)	第十條 (略)
2 (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。	2 (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。
4・5 (略)	一〇十 (略)	4・5 (略)	一〇十 (略)

(傍線部分は改正部分)

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

(仮称) 茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設の完成に伴い、仮移転していた茅ヶ崎市小和田児童クラブを同施設に移転するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市小和田児童クラブの位置は、茅ヶ崎市小和田三丁目2番44号とすることとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和3年1月6日から施行することとした。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略	略	略	略
茅ヶ崎市小和田 児童クラブ	茅ヶ崎市小和田三丁目2番 <u>44号</u>	茅ヶ崎市小和田 児童クラブ	茅ヶ崎市小和田三丁目10 <u>番1号</u>
略	略	略	略

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

市営住宅として小和田住宅を設置するとともに、共同施設として小和田住宅集会所を設置するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項
- (2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第48条

3 条例の概要

- (1) 小和田住宅及び小和田住宅集会所を茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4に設置することとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和2年11月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																		
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>松林住宅</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小和田住宅</td> <td>茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共同施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>松林住宅生活相談室</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>小和田住宅集会所</td> <td>茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	松林住宅	略	小和田住宅	茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4	略	略	名 称	位 置	略	略	松林住宅生活相談室	略	小和田住宅集会所	茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 市営住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>松林住宅</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共同施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>松林住宅生活相談室</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略	略	松林住宅	略	略	略	略	略	名 称	位 置	略	略	松林住宅生活相談室	略
名 称	位 置																																		
略	略																																		
松林住宅	略																																		
小和田住宅	茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4																																		
略	略																																		
名 称	位 置																																		
略	略																																		
松林住宅生活相談室	略																																		
小和田住宅集会所	茅ヶ崎市小和田三丁目401番3及び4																																		
名 称	位 置																																		
略	略																																		
松林住宅	略																																		
略	略																																		
略	略																																		
名 称	位 置																																		
略	略																																		
松林住宅生活相談室	略																																		

茅ヶ崎市営住宅条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○公営住宅法

(管理に関する条例の制定)

第四十八条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

茅ヶ崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

新たな市営住宅の設置に伴い、市営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して定める数値を定めることにより、適正な家賃を決定するため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市営住宅条例（平成9年茅ヶ崎市条例第21号）第16条第2項

3 規則の概要

- (1) 小和田住宅の利便性係数を定めることとした。（別表関係）
- (2) この規則は、令和2年11月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第18条関係）				別表（第18条関係）			
住 宅 名	構 造	対象戸数	利便性係数	住 宅 名	構 造	対象戸数	利便性係数
略	略	略	略	略	略	略	略
松林住宅	略	略	略	松林住宅	略	略	略
小和田住宅	高層耐火構造 6階連戸建	50	0.89				
略	略	略	略				
略	略	略	略	略	略	略	略

「議案第107号和解について」の経過報告

事故発生日時 令和2年1月9日 午前9時18分頃
 事故発生場所 高座郡寒川町宮山116番地1先
 事故当事者 相手方 市外在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年1月9日 健康増進課より事故発生の連絡を受ける。

令和2年1月9日 自動車事故発生を公益社団法人全国市有物件災害共済会に電話にて報告する。

令和2年1月9日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市有物件災害共済会に提出する。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額	132,891円	755,682円
(算出内訳)	(修理費) 132,891円	(修理費) 755,682円
過失割合	90%	10%
賠 償 額	680,114円	13,289円
(算出内訳)	相手方の損害額×過失割合 755,682円×90% =680,114円	茅ヶ崎市の損害額×過失割合 132,891円×10% =13,289円

入札結果表

1	電子入札区分	電子入札
2	年度	令和2年度
3	入札執行部局名／入札執行所属名	財務部 契約検査課
4	入札方式	一般競争入札
5	落札者	鴻池・亀井特定建設工事共同企業体
6	営業種目	解体
7	開札日	令和2年6月30日（火）
8	件名	環境事業センター旧ごみ焼却処理施設地下部解体工事
9	履行箇所	茅ヶ崎市萩園836番地
10	履行期間（契約期間）	市議会議決の日から令和4年2月28日まで
11	予定価格（税抜）	¥394,750,000
	予定価格（税込）	¥434,225,000
12	落札金額（税抜）	¥326,990,000
	落札金額（税込）	¥359,689,000
13	調査基準価格（税抜）	¥359,222,500
	調査基準価格（税込）	¥395,144,750
14	失格基準価格（税抜）	¥326,950,182
15	結果	落札

No.	参加事業者	第1回入札額	第2回入札額	第3回入札額	第4回入札額	摘要
1	鴻池・亀井特定建設工事共同企業体	326,990,000	—	—	—	落札
2	熊谷・浅岡特定建設工事共同企業体	375,000,000	—	—	—	—
3	エス・ケイ・ディ・警備建設特定建設工事共同企業体	410,000,000	—	—	—	—

調査基準価格

予定価格150,000,000円以上の工事の請負契約で、最低制限価格を設けない入札において、「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」及び「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当である」場合の基準となる価格（地方自治法施行令第167条の10第1項）で、この価格を下回った入札が行われた場合は、低入札価格調査を行います。

失格基準価格（数値的基準）

低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行が困難であると判断するための価格基準として設定します。

令和元年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標(健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

1 健全化判断比率について

令和元年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字)	11.41%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (黒字)	16.41%	30.00%
③ 実質公債費比率	0.7%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	48.7%	350.0%	

① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和元年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生しておりません。

② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和元年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生しておりません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和元年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、0.7%で、前年度の0.5%から0.2ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、一般会計に係る公債費の増、準元利償還金にあたる公営企業の地方債償還に係る繰入金の増、公債費に準ずる債務負担行為に係る額の増によるものです。

④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和元年度の本市の将来負担比率は48.7%で、前年度の48.9%から0.2ポイント改善しており、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。改善の主な要因は、充当可能基金額が増になったことで将来負担額が抑制されたことや、標準財政規模の増などによるものです。

早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

財政再生基準とは…

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

(単位:千円)

会 計 名	①事業の規模	②資金不足額	資金不足比率 ②/①
公共下水道事業会計	4,262,329	— (資金不足なし)	—
病院事業会計	10,399,786	— (資金不足なし)	—

2茅監第29号
令和2年8月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 岸 正明

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により
審査に付された令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

1 審査の対象

令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月18日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和元年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	元年度 (%)	30年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	—	11.41	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.41	連結実質赤字なし
実質公債費比率	0.7	0.5	25.0	
将来負担比率	48.7	48.9	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス8.15%で、早期健全化基準の11.41%を下回っております。

イ 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス19.70%で、早期健全化基準の16.41%を下回っております。

ウ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は、0.7%となっており、前年度の0.5%と比較すると、0.2ポイント悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

エ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は、48.7%となっており、前年度の48.9%と比較すると、0.2ポイント改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

2 茅監第 3 0 号
令和 2 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 岸 正明

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により
審査に付された令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

1 審査の対象

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月18日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なもの認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	元年度 (%)	30年度 (%)	経営健全化基準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病院事業会計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

令和元年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っているものの、資金剰余額は年々減少しています。「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

「報告第18号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年5月8日 午後1時50分頃
 事故発生場所 藤沢市辻堂6丁目24番33号先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年 5月 8日 資産税課より事故発生の連絡を受ける。

令和2年 5月11日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市有
物件災害共済会に提出する。

令和2年 7月28日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		13,030円
(算出内訳)		(治療費) 6,630円 (損害賠償額) 6,400円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	13,030円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 13,030円×100% =13,030円	

「報告第19号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年5月28日 午前10時頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市芹沢4105番地8先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年 5月28日 環境事業センターより事故発生の連絡を受ける。
 令和2年 5月29日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市有
 物件災害共済会に提出する。
 令和2年 7月28日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		77,000円
(算出内訳)		(修理費) 77,000円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	77,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 77,000円×100% = 77,000円	

「報告第20号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年5月19日 正午頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市南湖六丁目2番13号先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年5月19日 相手方より事故発生の連絡を受ける。
 令和2年5月19日 車両損傷事故発生について損害保険ジャパン株式会社に電話にて連絡。
 令和2年5月19日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」の事故報告を提出する。
 令和2年7月30日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		399,952円
(算出内訳)		(修理費) 399,952円
過失割合	100%	0%
賠償額	399,952円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 399,952円×100% = 399,952円	